

第 17 回 東北地方整備局との意見交換会 要望事項

日時：平成 28 年 7 月 25 日（月）13：30～15：30

場所：ホテル白萩 2 階「錦の間」

I. 要望事項

【要望事項 1】

「専門工事業を評価する取組みについて」

(一社)全国建設室内工事業協会 東北支部

【要望趣旨】

建設産業構造（元請・下請企業関係）の大きな変化（別添 1—建設産業政策 2007 資料）と就労者の高齢化が進む中で、若年者入職促進に向けた取組が行政、発注者、総合工事業・専門工事業者、労働者一体となっていて行われているところですが、まだまだ現場の状況に合った取組みがなされているとは言い難く、現場での施工を担っている専門工事業者を評価する取組みに積極的に取組んでいただきたい。また、以下の取組み状況と今後の方向性についても併せて教えていただきたい。

1. 2013. 3 総合評価落札方式の運用ガイドラインに基づく「専門工事審査型総合評価方式」によると、全体工事に占める重要度の高い工事（法面、杭基礎、地盤改良又は海洋工事）から取り組むとのことであるが、その取組み状況と今後の取組みについて。また、4. の現場業務の多くの業務を専門工事業者が担っている状況から、すべての工事に専門工事審査型総合評価方式を拡大すること、併せて、厚生労働省建設労働者確保育成助成金において登録基幹技能者処遇向上コースとして助成金を支給するとの取組みが本年度から行われており、早急に配置義務化と評価について取組んでいただきたい。

2. 品確法、入契法、建業法の改正に伴って発注者が下請（専門工事業）を評価する等具体的な取組みについて（改正品確法 第 13 条）

3. 技能労働者不足に対する行政・発注者の対応について

10 年後技能労働者不足 128 万人（約 30 万人—新技術開発、生産性向上、90 万人—専門工事業直用（日建連ビジョン））として、技能労働者の確保・育成については、専門工事業者に期待されているところですが、安定的な事業展開ができない中、90 万人の直接雇用には無理がある。技能・技術に優れた企業が生き残れる競争環境が必要（過去にもこ

のような議論を行っているが、優良な企業ほど競争に不利な環境であった)。

4. 本来は元請業務であった現場での工事の計画・管理業務の16業務への関与について、契約上明らかでないまま専門工事業が行っている(建専連調査)状況が多く経費も見てもらえないという調査結果を提示しているが、その具体的な対応について

#### 【要望事項2】

「建設産業の担い手確保・育成に向けた取組について」

東北基礎工業協同組合

#### 【要望趣旨】

東日本大震災の復興、相次ぐ自然災害、劣化資産からの重大事故、熊本地震対策等、建設産業に対する期待が高まっていますが、就労者の高齢化が進み、若者から敬遠される産業となっています。一部では、建設業への入職者が増えているとの報道もありますが、将来的には、人口減少と相俟って建設労働者の不足が懸念されているところです。

建専連として、建設産業政策2007「更なる再編淘汰は不可避」との方針が出された時から、国、元請団体、教育界等と連携を取りながら、地域で活躍している企業・団体の紹介、建設スキルアップサポート制度、富士教育訓練センター等との連携強化の取組みをしてきたところですが、まだまだ、この産業は総合工事業が建設業で、職別に建設業が有ること、災害時にいち早く現場の復旧活動に従事等日頃の生活に直接かかわっている産業である事が知られていません。

昨年度も要請したところですが、文部科学省は、小・中学生に幅広く社会体験の場を求めてきており、他産業のさまざまな場での活動をしております。そのような中、常日頃から全国各地で専門工事業の仲間が体験学習の受入れや出前講座を行っている企業が有りますが、現場体験を受け入れるには元請、発注者の了解を得なければなりません。発注段階において体験学習受け入れ事業である旨の指定をしていただけないでしょうか。(現場見学会の他)

建設現場は危ないから受け入れないではなかなか建設業を理解してもらえません。

「建設現場へGO」の広報もなされているところですが、直接経験することが興味をもってもらえることになり、子供が関わって来ることになれば親も参加する機会が増え、今何が身近に行われているか知る事にもなり、建設業への理解も得れるのではないのでしょうか。

富士教育訓練センターで研修を受けている工業高校生のアンケートでも建設業に対する意識調査（H26 国土交通省）で、何時建設業に興味を持ったかについて、中学校時との回答が多く、小さい時から何らかの形で建設業を経験することが必要で有ることがうかがえます。文科省からの要請もあり積極的に取り組むべきではないでしょうか。

### 【要望事項3】

「諸官庁及び地方自治体の社会保険未加入問題の取り組みについて」

（一社）全国防水工事業協会東北支部

### 【要望趣旨】

#### 1. 公共工事における必要な法定福利費の予定価格への反映について

社会保険加入準備期間も今年度限りとなっており、いよいよ平成29年4月より本格的にスタートとなります。

今年5月末か6月初め頃、ある地方自治体において専門工事業者による入札物件があり、聞いたところによるとかなりの低価格で受注された様子。

落札金額を考えると、とても法定福利費が加味された金額とは思えない様な金額と聞いております。ある地方自治体ではまだ準備期間との事でした。国の法律と地方自治法の関係もあるののかも知れませんが、国土交通省として各省庁はもとより各地方自治体への指導状況をお伺いしたい。

#### 2. 作業員の社会保険への加入徹底について

現状、元請業者の営業職員・事務職員（いわゆる社員）の社会保険加入により、入札参加が認められています。しかし、元請として落札した業者は、その会社の作業員まで

及び1次業者・2次業者の作業員までの加入を徹底させるべきと思います、

各省庁、地方自治体発注案件では、そのように対応すべきと思いますが如何でしょうか？

3. 技能工不足・若年労働者の雇用に伴う工期設定（延長）の必要性について。

建設業は現在熟練技能工の高齢化が進み若年労働者不足、若年労働者の技術力の低下などもあり工期に支障を来している様に思われます。公共工事・民間工事とも、工期設定の延長が必要と思われます。

民間に関しては難しい問題と思われていますが、このままでは品質にも影響されると思いますので民間の発注機関への働きかけが必要と思われていますが如何でしょうか？

以上、お伺いさせていただきますのでご指導の程お願い申し上げます。